

令和8年度 保育園入園申込の手引き

1. 申込期間
- 令和8年4月1日からの入園を希望する場合
令和8年1月6日（火）～1月20日（火）
 - 年度途中（5月1日以降からの入園を希望する場合）
入園希望月の前月15日まで（15日が閉庁日の場合は、その前の閉庁日まで）
※ただし、令和9年3月入園申込は、令和9年1月15日（金）まで
2. 申込場所
- 井原市 子育て支援課 児童保育係（市役所1階） TEL 0866-62-9517
3. 入園要件
- （1）井原市に住所を有していること
 - （2）保育園での集団生活に支障のない乳幼児であること
 - （3）保護者（父・母）が下記の『保育を必要とする事由』のいずれかに該当すること
 - ① 1月あたり48時間以上就労していること（休憩時間を除く）
 - ② 産前産後であること（概ね産前2か月、産後3か月の期間）
 - ③ 長期の疾病又は障害を有していること
 - ④ 同居の親族等を常時介護又は看護していること
 - ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
 - ⑥ 求職活動を継続的に行っていること
 - ⑦ 就学又は職業訓練等を受講していること
 - ⑧ 既に保育園を利用している児童がおり育児休業中に継続が必要であること
 - ⑨ その他これに類するもの
4. 提出書類
- （1）保育所等入所申請書（支給認定申請書を兼ねています。児童1人につき1部必要です）
 - （2）家庭での保育ができないことが認められる書類 ※保護者（父・母）、それぞれ必要です。
 - ①自宅外勤務をしている人（会社員など）
就労証明書（勤務先に証明してもらってください）
 - ②内職をしている人
内職従事証明書（内職発注事業者に証明してもらってください）
 - ③自営業の人（農業を含む。*自家消費のみの小規模なものは除く。）（法人組織でないもの）
又は自営業の手伝いをしている人
就労証明書（自営業主が記入してください）及び確定申告書の写し
※起業後税申告の時期を迎えていない場合は、開業届の控え、事業用に購入した物品の領収書、業務委託契約書などの写しを添付してください。
 - ④就職活動中の人の求職申立書
 - ⑤妊娠中又は出産後間もない人
出産（予定）証明書又は母子手帳の写し（出産予定日が分かるもの）
 - ⑥保護者が長期疾病又は障害を有している人
医師の診断書等（疾病の状況が分かるもの）、身体障害者手帳等の写し
 - ⑦同居親族等の長期疾病又は障害を有する人等を常時看護又は介護している人
医師の診断書等、身体障害者手帳・療育手帳等の写し、介護認定のわかるもの
 - ⑧就学している人
学生証又は在学証明書（合格証明書）、時間割等（就学時間・期間・日数がわかるもの）
- （3）所得課税証明書
- ※（1）保育所等入所申請書へマイナンバーを記入し、情報連携で確認できる場合は不要
 - ※証明書提出の場合は下記①・②いずれかを提出
 - ①令和7年度所得課税証明書 ※令和8年8月までに新規入園するとき
令和7年1月1日に井原市に住民登録のない人（単身赴任等で市外に住民登録のある人を含む）
 - ②令和8年度所得課税証明書 ※令和8年9月から新規入園するとき
令和8年1月1日に井原市に住民登録のない人（単身赴任等で市外に住民登録のある人を含む）
5. 注意事項：必ずお読みください。
- （1）入園する前の注意事項
- 4月以降も継続入園を希望される人は、現在、利用中の保育園へ提出してください。
 - 保育園は、保育の必要性があると認められる児童を保育する施設です。
したがって、家庭内で児童を保育できる場合は入園できません。（継続入園の児童でも例外ではありません。）
 - 新規入園申込みの前に、希望する保育園をお子さんといっしょに見学することを推奨しています。
なお、見学の際は、事前に保育園へ電話等で連絡してください。
 - 新規入園のお子さんで、保育所等での生活において配慮を要する場合は、入園申込み時に子育て支援課へ必ずご相談ください。必要に応じて医師の診断書等の提出を求めることがあります。
 - 申請書を提出された後、保育の必要性の認定のため、訪問調査や事業所への照会等を実施する場合があります。
 - 保育園への入園は申込順ではなく、入園審査会を開き、保育を必要とする程度の高い順に決定します。そのため、希望する保育園について定員に余裕がないなどの理由で、入園できない場合があります。
 - 4月入園希望で申請された場合の可否は、2月末に文書でお知らせする予定です。入園前に各保育園において説明会があります。日程については、別途お知らせします。
 - 年度途中入園審査会は、毎月20日頃に行い、翌月1日からの入園となります。
 - 入園保留通知書は、初回審査時のみ送付します。年度内は入園審査を継続し、入園が可能となりましたら連絡いたします。
- （2）入園後の注意事項
- 入園後しばらくは、保育時間を通常よりも短くする「慣らし保育」を行います。
 - 利用できる時間は、休憩時間や通勤時間も考慮し、保護者の就労状況等に応じて必要な範囲となります。
 - 新規入園された場合、育児休業中の方は、入園月の翌月末までに復職をする必要があります。
 - 出産を理由に入園する場合は、概ね産前2か月、産後3か月の利用期間とします。
 - 求職活動中を理由に入園する場合は、保育の利用期間は入園後3か月間です。
3か月以内に就職が決まらない場合は、必ず、事前に子育て支援課までご連絡ください。
 - 求職活動中を理由に入園した後、就職が決まりましたら、事前に、子育て支援課へ連絡の後、「就労証明書」を子育て支援課に提出してください。
 - 入園決定後、『保育を必要とする事由』が変更になった場合（例：就職した、退職した、自宅での療養が必要になった、出産予定など）は、事前に、子育て支援課へ連絡の後、該当する添付書類を子育て支援課に提出してください。
 - 退園予定がある場合は、利用保育園に連絡し、子育て支援課に事前に「退所届」を提出してください。

6. 市内保育園一覧

保育園名		運営法人	利用定員	所在地 電話番号	開園時間 (延長保育含む)	入園児 の年齢
公立	甲南保育園	井原市	90名	西江原町1414 62-1610	7:30~19:00	3か月 ~就学前
公立	芳井保育園	井原市	45名	芳井町吉井3670 72-0203	7:30~19:00	
私立	いばら保育園	(福)シンコー福祉会	100名	井原町1440-2 62-1211	7:15~19:15	
私立	出部保育園	(福)井原福祉会	100名	上出部町186 62-1006	7:00~19:00	
私立	きのこ保育園	(福)シンコー福祉会	110名	木之子町142-3 62-4003	7:15~19:15	
私立	高屋南保育園	(福)高屋福祉会	100名	高屋町四丁目24-1 67-0102	7:00~19:00	
私立	せいび保育園	(福)セイビ福祉会	70名	高屋町86-1 67-0184	7:00~19:00	
私立	いづみ保育園	(福)芳井福祉会	70名	井原町3287-1 62-3300	7:00~20:00	
私立	せいび四季が丘保育園	(福)セイビ福祉会	80名	上出部町四季が丘24-7 65-0090	7:00~19:00	
公設民営	美星保育園 (小規模保育事業所)	(福)セイビ福祉会	12名	美星町西水砂2474-1 87-2277	7:30~19:00	3か月 ~2歳児
私立	つむぎキッズ (小規模保育事業所)	(福)福寿新生会	9名	下出部町7-1 84-0300	7:30~18:30	6か月 ~2歳児
私立	せいびキッズ 小規模保育園	(福)セイビ福祉会	12名	高屋町119 75-4321	7:30~19:00	3か月 ~2歳児

7. 各種保育事業の実施状況

○延長保育サービス

ご都合で『保育標準時間利用』(1日11時間の保育利用)、『保育短時間利用』(1日8時間の保育利用)を超える保育を希望される場合に、延長保育サービスを行っています。
利用される場合は、利用料が必要です。(料金は各園で異なります。)

○保育園地域活動事業

地域とのふれあいを通して、児童の社会性を養うために次のような事業を行っています。

- ・**世代間交流事業**(いばら・出部・きのこ・高屋南・せいび・いづみ・せいび四季が丘・美星)
老人福祉施設を訪問したり、保育園へお年寄りを招待したりすることによって、世代間のふれあい活動をします。
- ・**地域における異年齢児等との交流事業**(いばら・出部・きのこ・せいび・いづみ・せいび四季が丘・美星)
地域の異年齢児等との共同活動を通じて交流を行います。

○障害児保育事業

保育園で集団生活が出来る程度の障害のある児童をお預かりしています。

ただし、職員配置が必要な場合がありますので、入園申込時に必ずご相談ください。

○病後児保育事業(せいび保育園)

保護者の就労等により家庭で保育ができない病気の回復期にある児童を一時的にお預かりしています。

事前にせいび保育園で利用登録の手続きが必要です。せいび保育園に在園していない児童でも利用できます。

※詳細については、各保育園にお尋ね下さい。

「子ども・子育て支援制度」について

① 「支給認定」について

井原市では、支給認定の申請は、保育園入園申込と兼ねています。

※子ども・子育て支援法では支給認定申請から30日以内に支給認定の通知をすることとされていますが、4月入園時には利用調整に時間を必要としますので、2月末の保育園内定通知と併せて送付いたします。

認定区分 1号認定・・・3歳以上で幼稚園等利用

2号認定・・・3歳以上で保育園等利用

3号認定・・・3歳未満で保育園等利用

※3号認定の児童が3歳に達した場合は、翌月から2号認定となります。その際の手続きは不要です。

② 就労時間等に応じて保育必要量の区分があります。

保護者の就労時間等に応じて『保育標準時間利用』(1日11時間の保育利用)、『保育短時間利用』(1日8時間の保育利用)に区分されます。この時間を超えると延長保育の扱いとなります。

③ 保育料の算定について

保育料、給食副食費(おかず代)について、年齢、所得に関わらず、0歳から5歳の全ての子どもを対象に、

井原市独自施策として完全無償化しています。

「広域入所」について

里帰り出産・通勤経路等の事情により、居住地以外の市町村に所在する保育施設の利用を希望する場合。

○井原市に住民登録があり、井原市外の施設を利用したい場合

⇒子育て支援課へご相談ください。

○井原市外に住民登録があり、井原市の施設を利用したい場合

⇒住民登録のある市町村保育担当課へお問い合わせください。

※井原市へ転入予定の方で、井原市での住所が決まっている場合は、井原市へ直接入園申込みができます。

なお、入園が決定した場合は、入園日の前日までに転入手続きを終わらせてください。

保育園等の受け入れ状況によって、ご希望に沿えない場合があります。

